

第 5108 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 14日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 損金算入できる役員賞与

**Q**：役員賞与は原則、損金不算入ですが、損金算入できる役員賞与もあるとか。どのような賞与なのですか？

**A**：事前に、支給時期と額を届出たものは、損金の額に算入することができます。

### 【解説】

役員に対する臨時的な給与(役員賞与)は、これまで、経費性がないということから、損金に算入することが認められていませんでした。しかし、会社法や会計基準において、役員賞与も報酬の一部であると捉えられることとなったため、税務でも、その取扱いに準じ、一定の要件を満たす給与については、損金算入を認めることとなりました。

一定の要件とは、次の要件をいいます。

- ①所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与であること
- ②事前に納税地の所轄税務署長にその内容を届出していること

また、届出の期限は、次の日のうちいずれか早い日までとされており、届出をしなかった場合は、原則として、その給与は損金の額に算入されません。

- ①役員給与の定めに関する決議をした株主総会等の日(職務執行を開始する日の方が早い場合はその開始する日)から1月を経過する日
- ②その会計期間開始の日から4月を経過する日

